する覚書

カタラ準備草案の検討を手がかりとしてー

荻

野 奈

緒

[目次]

Ι 我が国における判例および学説の状況

1 判例の状況

2 学説の状況

IIカタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の概要

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学 六三巻三号

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

1 緒論

2 契約解消後の原状回復の位置づけ

3 原状回復の範囲

4 小括

カタラ準備草案における「用益の補償」の扱い

緒論

III

2 従来の判例の立場

3 カタラ準備草案の立場

IV 若干の検討

1 フランスにおける議論から示唆される検討の視角

我が国における議論の再検討

3 結びにかえて

序

されるべき場合、譲受人は、当該目的物を使用したことによる利益をも返還しなければならないのか。 財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によって解消され、譲受人に既に引渡されていた目的物が譲渡人に返還

合と解除された場合とを統一的に把握するべきだとの指摘がなされるようになったものの、譲受人の譲渡人に対する使 得の分野でいわゆる類型論が有力になり、契約が無効とされまたは取り消された場合における不当利得の問題が、誤っ て履行された契約の清算の問題であることが強調されるようになって以降は、契約が無効とされまたは取り消された場 る使用利益返還請求については、解除による原状回復義務の範囲の問題として議論が展開されてきた。その後、不当利 民法一八九条)との関係に関する議論が展開されてきた。これに対し、契約が解除された場合の譲渡人の譲受人に対す ついては、目的物の返還請求とともに不当利得返還請求権によって基礎づけたうえで、占有者の果実収受権(とりわけ 我が国においては、従来、契約が無効とされまたは取り消された場合の譲渡人の譲受人に対する使用利益返還請求に

用利益返還義務の問題に関する議論は、未だ収束には至っていないように思われる。

quo ante)に合致するような一般的ルールを提示しようとするものであるという。このように、近年ではフランスに 在する(一一六一条ないし一一六四-六条)。そして、同款の起草担当者である Yves-Marie SERINET によれば、これ よる債務一般」・第三節(chapitre)「合意の効果」の中に、「契約解消後の原状回復」と題する第六款(section)が存 れてこなかった。そのことは、フランス民法典が、契約解消後の原状回復(restitution)に関する明文規定を有してお おいても一定の議論が展開され、それがカタラ準備草案に結実しているのだとすれば、その内容を紹介しておくことに 五年九月二二日に公表されたカタラ準備草案には、第三章(titre)「債務」・第一小章(sous-titre)「契約および合意に らず、当時の議論も低調であったことに鑑みれば、やむを得ないことであったように思われる。しかしながら、二〇〇 また、我が国における従来の議論に際しては、主としてドイツ法が参照され、フランス法はほとんど検討の対象とさ 最先端の学説による提案や、判例によって認められた解決を総合し、《原状への復帰》(retour au statu

は一定の意義が認められよう。

来の議論をふまえ、紹介・検討する(Ⅲ)。最後に、フランスにおける近時の議論が日本法にどのような示唆を与え得 状回復をどのような制度として構想しているのかを概観したうえで(Ⅱ)、使用利益の返還に関する規定について、従 次のとおりである。まず、我が国における議論の状況を確認しておく(I)。次に、カタラ準備草案が契約解消後の原 カタラ準備草案およびその前後に展開された議論の内容を紹介・検討することを目的とするものである。 本稿は、以上のような現状認識のもと、財産権移転型契約が解消された場合の使用利益の返還をめぐる問題について、 論述の順序は

I 我が国における判例および学説の状況

るのかに言及して(Ⅳ)、本稿を閉じることとしたい。

1 判例の状況

争われた事案に関する我が国の判例としては、以下のものが存在する。売買契約が取り消された事案に関するものと、 財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によって解消され、譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無が

売買契約が取り消された事案に関する判例

売買契約が解除された事案に関するものとに分けて紹介する。

(1)

ある。

売買契約が取り消された事案において、買主の使用利益返還義務の有無について判断した判例としては、次のものが

【1】 大判大正一四年一月二〇日民集四卷一頁

用利益等の返還を求めた。これに対し、Yは、自らは善意の占有者であるからその返還義務を負わないと主張した。原 ところが、本件売買は、親族会の同意を得ずになされたものであったため、Xはこれを取り消したうえ、Yに対し、使 た。Yは、本件不動産のうち本件第一号建物に居住するとともに、本件第二号および第三号建物は他に賃貸していた。 Xによる使用利益の返還請求を一部認容した。 Yが上告。 する義務を負わないが、第一号建物についてはY自身が居住していたものであるからこれら規定の適用はないとして、 審は、Yが本件第二号および第三号建物を他に賃貸して得た賃料については民法一八九条・一九〇条によってXに返還 大正四年二月二六日、当時未成年であったXの後見人Aは、Xを代理して、Xの所有する本件不動産をYに売り渡し

サルモノトス然レハYカ善意ニテ為セル占有ノ為ニXカ該建物ヲ他ニ賃貸シ其ノ賃料ヲ収取スルコトヲ得サリシトスル ニ損害ヲ被リタルモノト謂フヲ得ス」として、原判決を破棄した。 モ右賃料ノ如キハ建物ノ法定果実ニシテXハ前記ノ規定ニ依リ本来之ヲ取得スルコトヲ得サルモノナレハXニ於テ不当 ナルカ故ニYカ本件第一号建物ヲ善意ニテ占有セル間ハ縦令之ヨリ法定果実ヲ生スルモXニ於テ之ヲ取得スルコトヲ得 大審院は、「善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生スル天然果実及法定果実ヲ取得スルコトハ民法第百八十九条ノ規定スル処

(2) 売買契約が解除された事案に関する判例

売買契約が解除された事案において、買主の使用利益返還義務の有無について判断した判例としては、以下のものが

同志社法学

六三巻三号

【2】 大判昭和一一年五月一一日民集一五卷八〇八頁

返還を受けるのと引き換えに本件家屋を明け渡すよう命じた。Xが上告。 した。原審は、Yに対して、Xから既払代金およびこれに対する最終の内払があった日以降年五分の割合による金員の 経過しても残代金を支払わないため、Xは、催告のうえ、本件売買契約を解除し、Yに対して本件家屋の明渡しを請求 とともに代金の内金二○○円の支払いを受け、残代金は年賦弁済にすることとした。ところが、Yが約定の支払期日を Xの先代Aは、大正九年一○月二五日、その所有する本件家屋を代金一三○○円でYに売却し、これをYに引き渡す

受後解除明渡ノ日ニ至ルマテ使用シタル家屋ノ使用料ノ返還ニ付テハ明文ノ徴スヘキモノナシト雖既ニ売主カ買主ニ対 受領ノ日ヨリ利息ヲ附シテ買主ニ返還スヘキモノナルハ民法第五百四十五条第二項ノ趣旨ニ徴シ明ナルニ反シ買主カ買 し、使用利益の返還請求をするか否かについて釈明すべきであったとして、原審がこのような釈明をせずにYの同時履 行の抗弁に対して、これと相殺すべき債権を主張しようとしたことは記録上明らかであるから、原審としては、 ル所以ニ非ス前記民法ノ規定カ斯ル不合理ヲ敢テシタリトハ思料スルコトヲ得サルカ故ニ右規定ハ斯ル場合返還セラル シテ買受ノ時以降之ヲ使用シタルニ因リ得タル利益ハ之ヲ返還スルヲ要セスト為スカ如キハ決シテ衡平ノ要求ニ合致ス シ返還スヘキ金銭ニハ其ノ受領ノ時ヨリ利息ヲ附スヘキモノト為ス以上買主カ之ト対価関係ニ在ル家屋ヲ返還スルニ際 其ノ使用ノ対価ヲ利得シタルコト明ナリ惟フニ本件ノ如キ売買契約解除ノ場合売主ハ既ニ支払ヲ受ケタル代金ニハ其 ヘキ家屋ニハ其ノ返還ニ至ルマテノ使用料ヲ附セシムル法意ナリト解スルヲ相当トス」とし、さらに、XがYの同時履 大審院は、「Yハ最初本件家屋買受当時以降十数年ニ渉リ右家屋ヲ使用シタルコト疑ヲ容レサルトコロニシテ其ノ間 X に 対

行の抗弁を認めたことには審理不尽の違法があるとした(破棄差戻し)。

【3】 最判昭和三四年九月二二日民集一三卷一一号一四五一頁

し等を請求した。原審は、Yに対して本件家屋を明け渡すよう命じるとともに、本件家屋を権限なく使用したことによ 払期日を経過しても残代金を支払わないため、Xは、催告のうえ、本件売買契約を解除し、Yに対して本件家屋の明渡 付金五万円を、同月一九日頃に代金の内金一○万円の支払いを受け、これをYに引き渡した。ところが、Yが約定の支 って得た利得をXに返還するよう命じた。Yが上告。

Xは、昭和二四年一一月一四日頃、本件家屋およびその敷地を代金四七万五○○○円でYに売却し、同月一五日に手

法占有に基く損害賠償義務と解すべきではない」として、Yの上告を棄却した。 あるから、その間買主が所有者としてその物を使用収益した利益は、これを売主に償還すべきものであること疑いない」、 - 右償還の義務の法律的性質は、いわゆる原状回復義務に基く一種の不当利得返還義務にほかならないのであつて、不 最高裁は、「特定物の売買により買主に移転した所有権は、解除によって当然遡及的に売主に復帰すると解すべきで

【4】 最判昭和五一年二月一三日民集三〇巻一号一頁

中古自動車の販売業者であるYは、昭和四二年九月四日、Aから買受けた本件自動車を代金五七万五〇〇〇円でXに

割賦販売したものであって、その登録名義もBのままであり、Aは、本件自動車を処分する権限を有していなかった。 転売し、これをXに引き渡すとともに代金全額の支払いを受けた。ところが、本件自動車は、Bが所有権留保特約付で とともに、売買代金の返還および損害賠償を請求した。これに対し、Yは、Xは契約解除に伴う原状回復義務として、 ため、本件自動車は、被上告人から引き揚げられた。XはYに対し、民法五六一条に基づき、本件売買契約を解除する そして、Bが、留保していた所有権に基づき、本件自動車を執行官の保管とする旨の仮処分決定を得てその執行をした

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

七五 (一五三三)

本件自動車の使用利益を返還すべき義務があると主張したが、原審は、他人の権利の売主には買主の目的物使用による

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

利得に対応する損失がないとの理由から、Yの主張を排斥した。Yが上告。

審には解除の効果に関する法令の解釈適用を誤った違法があるとした(破棄差戻し)。 での間目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負うものであり、この理は、他人の権利の売買契約 る立場にあつたとしても、このことは右の結論を左右するものではないと解するのが、相当だからである」として、原 しえず、したがつて、買主から返還された使用利益を究極的には正当な権利者からの請求により保有しえないこととな 除するまでの間に使用したことによる利益をも返還させる必要があるのであり、売主が、目的物につき使用権限を取得 契約当事者に該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回復させるためには、買主が引渡を受けた目的物を解 れた場合についても同様であると解すべきである。けだし、解除によって売買契約が遡及的に効力を失う結果として、 において、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、民法五六一条の規定により該契約が解除さ 最高裁は、「売買契約が解除された場合に、目的物の引渡を受けていた買主は、原状回復義務の内容として、

(3) 小 括

得ることはできなかったのであるから不当に損害を被ったとはいえないとの理由で、これを否定している。 ような場合に民法一八九条が適用され得ることを前提として、買主が善意である場合には売主は法定果実である賃料を 以上のように、売買契約が取り消された場合における買主の使用利益返還義務に関しては、前記【1】判決が、この

益返還義務は、解除原因が買主側にあるか売主側にあるかを問わず、また売主が目的物の所有者でないときであっても、 これに対して、前記【2】判決ないし【4】判決の結論をみると、売買契約が解除された場合における買主の使用利

復させるべきことが理由とされている。このように、判例は、結論としては解除後の買主の使用利益返還義務を肯定し 肯定されているといえる。もっとも、使用利益返還義務を肯定する理由をみると、前記【2】判決が、売主が買主に返 前記【4】判決に至ると、解除の遡及効の結果、契約当事者に当該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回 前記【3】判決では、解除の遡及効によって目的物の所有権が当然に売主に復帰することが理由とされている。さらに、 還するべき代金には受領時からの利息が付されること(民法五四五条二項)とのバランスに重点を置いているのに対し、

還義務の有無の肯否について異なる判断が下されているといえよう。 いずれにしても、我が国の判例においては、売買契約が取り消された場合と解除された場合とで、買主の使用利益返

続けているものの、その理由づけには変遷がみられるように思われる。

いては判断を留保していることからすれば、財産権移転型契約が無効とされた場合における譲受人の譲渡人に対する使 が利得の原物返還をすべき場合に占有物の返還に関する民法一八九条一項を類推適用すべきであるとの見解の当否につ の有無が争われた事案に関する最判昭和三八年一二月二四日民集一七巻一七二〇頁が、不当利得における善意の受益者 た判例はみあたらなかった。もっとも、債務引受が無効とされた場合の弁済受領者の弁済者に対する運用利益返還義務 なお、財産権移転型契約が無効とされた場合における譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無が問題となっ

用利益返還義務の有無に関する最高裁の立場はなお決せられていないとみるべきであろう。

学説の状況

٤ 財産権移転型契約が解消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無に関する我が国の学説をみる 契約が無効とされまたは取り消された場合と、解除された場合とでは、展開の仕方が異なっている。そこで、以下

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

七七(一五三五

では、それぞれの場合について、学説の状況を概観することとする

(1) 契約が無効とされまたは取り消された場合に関する学説

ていくこととする。 介・検討した論考が存在する。そこで、以下では、七〇三条と一八九条以下の適用関係に関する学説の状況については ついては、既に、七〇三条と一八九条以下の適用関係という視点から、現行民法成立前から現在に至る学説を仔細に紹 一言するにとどめ、類型論を前提として給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説を中心にみ 財産権移転型契約が無効とされまたは取り消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務に関する学説に

- (a) 七〇三条と一八九条以下の適用関係
- 九条によって否定されるとする見解が主張されていた。 有権に基づく物権的返還請求であるがゆえに占有の効力に関する規定が適用され、善意の占有者の返還義務は民法一八 場合には目的物および使用利益の双方が不当利得として返還されるべきであるが、後者の場合には目的物返還請求が所

まず、類型論を前提としない旧来の学説をみると、古くは、法律行為が無因であるか有因であるかに応じて、

不当だとの批判が展開され、いわゆる「占有の不当利得」説が主張されるに至った。同説の主唱者である我妻栄博士は このような見解に対しては、所有権をも取得した利得者が占有しか取得していない利得者よりも不利に扱われるのは

物返還請求は所有権の帰属先にかかわらず不当利得返還請求であるとしつつ、占有の効力に関する規定もその実質にお 目的物の所有権が移転しない場合であっても占有または登記の移転があるときは利得の存在を肯定し得るとして、目的

って得た収益は第一八九条によって返還義務はない」としている。 いては不当利得の関係を包含するとして、その適用を肯定した。同博士は、「原物より生じた果実及び原物の利用によいては不当利得の関係を包含するとして、その適用を肯定した。同博士は、「原物より生じた果実及び原物の利用によ

これに対し、谷口知平博士は、我妻博士の見解によれば、売買契約が無効とされまたは取り消された場合に買主が目

更に不当利得の理論に従ひ判定せらるべきであ」るという。(16) 実の所有権を取得するといふ意味しか有しないのであって、取得した果実を不当利得として返還するを要するか否かは 的物からの収益を保持しつつ代金の利息の返還を受けることができることになるとしてこれを批判し、一八九条の適用 範囲を限定的に解することで、使用利益の返還義務を認めようとした。すなわち、「本来第一八九条は善意占有者が果

なる場合に適用されるべきではないというのである。(ヒワ れない。すなわち、一八九条以下の占有の効力に関する規定は、侵害利得を想定する規定であって、給付利得が問題と 以上に対して、類型論を前提とする学説によれば、給付利得が問題となる場面では、そもそも一八九条以下は適用さ

類型論を前提として給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説

このように給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説に従うならば、五七五条の準用を主張

(b)

関係が存在しその無効・取消・解除によって生じた給付利得の処理は、もともと不当利得制度が債権的基礎を欠く財貨 する見解によらない限り、使用利益返還義務は原則として肯定されることとなろう。例えば、田中整爾博士は、「契約「%」 対抗関係である一般法としての所有権法の適用を排除することによって、はじめていったん取引行為のなされた特殊的 のであってみれば、両者の間に機能上連続性があり、ともに財貨移転秩序を保護するものであるから、所有対非所有の の移転にもとづく権利者の損失を保障することによって当事者の意思を中心に成り立つ契約法をバック・アップするも

関係に即して構成せらるべく、ここでは第一八九条以下の規定の適用はなく、収取した果実および使用による利益の返 請求権は給付が目的の不到達または消滅によって債権的基礎を欠くために与えられるものであるから、この基本的債権 はもとよりその消費により免れた費用を返還すべき」であると主張している。また、松坂佐一博士も、「給付利得返還はもとよりその消費により免れた費用を返還すべき」であると主張している。また、松坂佐一博士も、「給付利得返還 収益はあくまでも有効な契約を欠いて受領した物について生じたものであるから、七〇三条の適用により現存するもの 具体的な関係が直接明確な判断対象とされる」とし、使用利益に関しては、「不当利得返還請求権のもとで果実その他

還義務を生ずる」とするに至っている。

……のうちに吸収される」とし、結論としては、使用利益返還義務を肯定している。 関係に包摂される利得ではなくて、むしろ『非』所有者による他人の物の使用・収益……として『他人の財貨からの利 ている。すなわち、「無効或いは取消された契約の誤った実行を介して、授受された契約的給付のうえに築かれるとこ された契約関係」の「捲き戻し機能」を担う給付利得に含まれるけれども、使用利益はその枠外の問題であると主張し 取り消された場合には一八九条の適用が否定される結果、使用利益は目的物とともに返還の対象となると説くものだと るものの「母なる利得である『給付不当利得返還請求権』の履行遅滞にそくして構成される制裁としての収益返還義務 得』(関係)を構成する実体のもの」だという。もっとも、川村博士は、使用利益は「他人の財貨からの利得」ではあ ろの使用・収益……は、じつは、『給付利得』制度の固有な対象である誤って展開された契約関係としての『給付利得 村泰啓博士は、無効とされまたは取り消された契約上の債務の履行としてなされた給付の返還については「誤って展開 いえよう。これに対して、少数ながら、使用利益は給付利益の内容を構成しないとする見解もみられる。すなわち、川 これらの見解は、使用利益が目的物とともに給付利得の内容を構成することを前提として、契約が無効とされまたは

また、山田幸二博士は、次のように述べて、使用利益返還義務を目的物返還義務とは異質のものとして把握し、これ

して、 型の契約関係の清算に準じて、解約告知(六二〇条)の法律構成から導かれる清算方法によってなされるべきであると だという。もっとも、山田博士は、「売買代金は目的物の使用・利用価値と一体化している交換価値の対価であるのが 事者間の個別的な特殊具体的な諸事情を顧慮したうえで廃棄された契約当事者間の清算を行うために設けられた規定」 た物が元の持主に返還されるべきは右の諸制度から論理的に帰結するから、特に規定を設ける必要はない」のに対し、 らの問題は別々に取り扱われ得るとしている。すなわち、「無効・取消・解除により契約が廃棄された場合、給付され 通常である」との理由から、売買契約に代表される財産交換型の契約関係の清算は、賃貸借契約に代表される財産利用 七〇三条以下を、「契約に媒介されない裸の占有者―所有者間の一般的関係を規律する規定ではとらえきれない契約当 「給付された物の使用収益など給付された物に付随して生じた利益」については、七○三条以下によって処理されるとし、 結論としては、買主の使用利益返還義務(厳密には、契約解消までの使用収益の対価の支払義務)を肯定してい

② 契約が解除された場合に関する学説

たことを批判する見解も散見される。そこで、以下では、前記【4】判決が出される以前の学説の状況については一言 するにとどめ、 である。これに対し、前記【4】判決が出されて以降は、同判決が譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務を肯定し なくとも前記【4】判決が出されるまでは、結論において使用利益返還義務を否定するものはほとんどみられないよう 同判決が出されて以降の学説を中心にみていくこととする。

財産権移転型契約が解除された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務に関する学説を概観してみると、少

(a) 前記【4】判決以前の学説

られるような、一八九条の適否という観点からの議論はほとんどみられない。 である。そして、解除の効果に関しては直接効果説が通説であり、原状回復義務(民法五四五条一項)の法的性質は一 種の不当利得返還義務であると考えられていたにもかかわらず、契約が無効とされまたは取り消された場合についてみ 前記【4】判決以前には、結論において使用利益返還義務を否定する見解はほとんどみられないよう

在していたことには注意が必要である。 使用利益返還義務の有無については、一般の不当利得の処理に従い、一八九条を適用して解決すべきだとする見解も存 における返還 もっとも、わずかながら、「五四五条一項の『原状回復』ということの内容を、『給付物自体の、給付当時の価値状態 (解除時の現物プラスそれまでの減価償却費の返還)』ということに限定して解する」べきであるとして、

解除の目的に従い収益も返還されねばならない」という。 よる原状回復のためには、「まきもどされるべき現在の関係の成立過程を逆の方向に、しかも契約がなされなかったな わる価値賠償をせねばならないといった考え方は直接には妥当しない」と指摘している。もっとも、同教授は、 らばあるべき状態へ向かってまきもどさねばならない」との考えから、結論としては、「当事者双方の原状回復という なしていないから、原物の保存についての過失の有無にかかわらず当事者は双務性の原理から原物返還またはそれに代 また、山下末人教授は、収益の返還について、収益は原物とは異なって、「まきもどされるべき契約の本来的内容を

(b) 前記【4】判決に対する学説の評価(28)

前記【4】判決が他人物売買の事案に関するものであって、買主に帰責事由がなく、また、売主が目的物の所

た日以降の利息しか請求していないにもかかわらず、Xの使用利益を解除以前のものについても控除することは対価的 買主に対して使用利益の返還を請求できると解するべきだと主張している。また、加藤雅信教授は、Xが契約を解除し バランスを失し不当であるうえ、そもそも他人物売買の売主には目的物の使用と代金の利得との対価的バランスを云々 瀬川信久教授は、帰責事由がない買主に目的物の使用利益返還義務を課すことは酷であるし、原則として所有者のみが 有者でなかったことから、そのような場合にまで使用利益の返還を認めることに疑問を呈する見解が現れた。例えば、

過しているとの批判を展開する好美清光教授も、これと同様の見地にたつものといえよう。(※) 使用利益の返還をも義務づけるものといわなければならない」との理由から、判旨に賛成している。瀬川教授や加藤教 約解除の、いったんなされた取引の清算復元の機能、はじめから契約が成立しなかったと同一の状態に回復することは、 する余地はないとの理由から、判旨に反対している。 授が使用利益の返還請求を目的物の所有者に限っていることに対して、侵害利得請求権と給付利得請求権との異同を看 これに対し、解除の契約清算機能という観点から、前記【4】判決を支持する見解もある。例えば、田中博士は、「契

つまり、「給付物返還関係の問題」だと考えることができると指摘している。 益はこれに含まれないとしつつ、自動車の使用利益には、土地等の使用利益とは異なり、 損分が含まれているところ、価値の減損分は、本来、「給付物の返還を契約締結前の原状でいかに実現するかという問題」、 る。すなわち、北村実博士は、解除による原状回復は、給付物を原状と同価値において返還することであって、使用利 給付物の返還のみであり、給付物利用による利得は原状回復に含まれないとするものも存することには注意が必要であ 自動車の使用による価値の減

ところで、前記【4】判決を結論において支持する見解のなかには、解除の直接の効果によって基礎づけられるのは

このような指摘は、使用利益を、目的物の性質に応じて、「消費利益そのものが使用利益本体を構成するケース」、「消

同志社法学

六三巻三号

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

たる「消費利益」として把握するべきだとの川角由和教授の主張へとつながるものである。(※) 費利益が使用利益の重要な部分を占めるケース」および「消費利益がほとんど無視されてよいケース」に類型化し、 二者における使用利益は、狭義の使用利益としてではなく、「給付目的物が転化したところの目的物そのものの実体価値

(3) 小括

契約の履行として給付された目的物の返還とは別の問題として扱われるべきだとしつつ、その返還を肯定するものもみ といえよう。もっとも、その論拠とするところに目を向けてみると、使用利益も給付利得の内容を構成するから、一八 九条以下の適用が否定される以上、原則として返還するべき範囲に含まれると解するもののほかに、使用利益の返還は、 以上を要するに、財産権移転型契約が無効とされまたは取り消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義 類型論を前提とする学説によれば、五七五条の準用を主張する見解を除き、原則として肯定されている

義務を認める見解にあっても、その内実を契約の履行として給付された目的物の返還の一部をなすものであると考える ことによって、つまり、使用利益としてではなく目的物の一部を構成する価値として返還を認める見解も主張されてい 機能の観点から、所有権の所在にかかわらず、これを肯定するものが有力であるといえよう。もっとも、 他方、財産権移転型契約が解除された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務についても、解除の契約清算 使用利益返還

用利益返還義務については、結論としては肯定する見解が多数を占めているものの、肯定の理由は必ずしも一枚岩では こうしてみると、財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によって解消された場合の譲受人の譲渡人に対する使 る。

られる

ないように思われる。

Ⅱ カタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の概要

1緒

び第三目「補足規定」(一一六四条ないし一一六四-六条)から成っている。 目「原則」(一一六二条ないし一一六二-三条)、第二目「原状回復の方法」(一一六三条ないし一一六三-六条)およ の効果」の中に、「契約解消後の原状回復」と題する第六款を置いている。同款は、冒頭規定である一一六一条、 既に述べたように、カタラ準備草案は、第三章「債務」・第一小章「契約および合意による債務一般」・第三節「合意

これは、契約解消後の原状回復が、準契約とは異なる固有の制度として位置付けられていることを示すものである。 関する規定が準契約 (非債弁済や原因なき利得 (enrichissement sans cause)) とは別に置かれていることが注目される。 契約解消後の原状回復をどのような制度として構想しているのかという観点からは、まず、契約解消後の原状回復に

また、原状回復の範囲に関する規定の内容をみると、給付された物が滅失・毀損した場合に、原状回復義務者にフォ

れも、非債弁済の場合における処理とは異なるものであり、契約解消後の原状回復が《原状への復帰》に向けられた客 るかを問わず、付帯的利益(accessoire)が原状回復の対象とされていることが注目される。このような帰結は、 ートがあるか否かにかかわらず価値による原状回復が認められること、また、原状回復義務者が悪意であるか善意であ

観的な制度であることを示すものだといえよう。

同志社法学

六三巻三号

復の問題は非債弁済の規定によって処理されるべきであるようにも思われる。実際、フランスでは、従来、契約解消後 た契約についてなされた弁済は、まさに非債弁済だということもできよう。そうであるとすれば、契約解消後の原状回 無効なるものはいかなる効果をも生ぜず(quod nullum est nullum producit affectum)と考えるなら、無効とされ 契約が遡及的に解消された後の原状回復の問題は、事後的に非債となった弁済の問題ということができる。また、

はなく、第一小章「契約および合意による債務一般」・第三節「合意の効果」の中に置いている。そして、冒頭規定で により規律される」(一項)、「これらの準則は、特別の規定または合意のない限り、他の原状回復の場合、とりわけ遡 ある一一六一条をもって、「契約の無効化(annulation)または解除による、解消後の原状回復は、以下の準則(règle) ところが、カタラ準備草案は、契約解消後の原状回復に関する規定を、第三章「債務」・第二小章「準契約」の中で

の原状回復の問題について非債弁済の規定を適用すべきだという考え方が学説の多数を占めていた。

次のような理由が述べられている。すなわち―― ② 一一六一条の提案理由をみると、契約解消後の原状回復に関する規定を準契約とは別に置いたことについて、要旨

及効を生じさせる失効(caducité)にも適用される」(二項)と規定している。

現民法典には、非債弁済に関する諸規定(一三七六条以下)をはじめとして、原状回復の問題を扱う諸規定が散在し

復の問題一般にこれらを直接適用することはできない。また、広い意味での原状回復の問題は、物権法のように債務法 ているものの、これらはあまりに異なるあるいは特殊な問題状況を扱うものであるから、無効化または解除後の原状回 に外部の規律、あるいは、債務法の中でも民事責任法や準契約(非債弁済や原因なき利得)といった契約法とは異なる

契約の遡及的解消に固有の制度を規定することが適切かつ不可欠であるように思われる――と。 的とは異なっている。契約の分野で生じる原状回復は、無効とされまたは解除された契約から一定の影響を受け、当事 規律の影響を受けているといえるけれども、これらの規律の目的は、遡及効を伴う無効化または解除後の原状回復の目 者双方が履行していた場合には相互的なものとなるのである。したがって、今日では、無効化または解除、すなわち、

ことは明らかであるといえよう。 以上からすれば、カタラ準備草案が、契約解消後の原状回復を、準契約とは異なる固有の制度として位置付けている

明らかにしたものと評価されている。 れたことによる原状回復の問題が、非債弁済の規定ではなく、無効化のメカニズムそれ自体によって処理されることを として生じる原状回復は、非債弁済ではなく、無効に関する準則の領域にのみ属する」と判示したが、契約が無効とさ (3)日判決の存在があるものと思われる。同判決は、原状回復債務に関する時効期間を決するにあたって、「無効化の結果 カタラ準備草案が契約解消後の原状回復をこのように位置付けた背景には、破毀院第一民事部二〇〇二年九月二四

の位置付けについても、同判決の立場を踏襲したものであるといえる。 間に服する」と規定して、原状回復債務の時効期間について同判決の立場を踏襲するとともに、契約解消後の原状回復 カタラ準備草案は、一一六二-二条二項において「原状回復債務は、それをもたらす無効化または解除と同じ時効期

- (4) しなければならない」と定める一一六二条二項の提案理由をみると、同項が設けられたのは、原状回復が厳格に客観的 なお、「無効化または解除が当事者の一方に帰責されるときは、その当事者は、これに加えて、全ての損害を賠償

同志社法学

六三巻三号

八七

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

ている。 な仕組みであって、民事責任と同じ論理によるものではなく、同じ要件に服するものではないことを示すためだとされ したがって、契約解消後の原状回復が民事責任とも異なる固有の制度として位置付けられていることは明らか

)を見許有をう

原状回復の範囲

定している。これは、原状回復の範囲が「全部」でなければならない、すなわち各人が給付したもの以上であっても以 契約解消後の原状回復の範囲に関する諸規定をみると、まず、一一六二条一項が、「契約の無効化および遡及効を 当然に、契約の履行の際に受領した利益の全部の、かつ必要があれば相互的な原状回復をもたらす」と規

下であってもならないこと ——全部原状回復の原則(principe de restitution intégrale) ——を採用したものである。

- (2) 受領した者の手元にあるときは、現物によってなされる」が(一項)、「その物が、意図的もしくは偶発的な毀損 (destruction)、変形(transformation)または組入れ(incorporation)によって、もはや特定不能(individualisable) 給付された物が滅失・毀損した場合については、一一六三-三条が、「特定物の原状回復は、その物が未だそれを
- 原状回復を受ける者は、あるいは価値による全部原状回復か、あるいは一部原状回復および価値による補完 となったときは、価値によってなされ」(二項)、「その物が、一部のみ毀損し、変形し、または組入れられたときは、
- 務者は「物の価値を下落させまたは喪失(perte)を生じさせた破損(dégradation)および損傷(détérioration)につ (complément)かを選択することができる」(三項)と規定している。さらに、一一六四-五条によれば、

いて責任を負う」とされている。

フォートにより滅失または損傷した場合にのみ価値による原状回復がなされるとする現民法典一三七九条とは異なる帰 なかったとしても、価値による原状回復が認められることとなる。また、物の使用による通常の損耗についても、 回復義務者のフォートの有無にかかわらず、補償されることになる。これは、非債弁済の場合について、物の受領者の これらの規定によれば、給付された物が滅失・毀損した場合には、原状回復義務者に滅失・毀損についてフォートが

その理由は、 なお、提案理由によれば、以上に対して、時の経過による物の旧式化(obsolescence)は原状回復の対象とならない。 物の完全性への物理的な侵害を伴わない点で、厳密な意味では、物の破損や損傷の問題ではないからだと

結である。

(3) 象とする」と規定している。そして、原状回復の対象が金銭である場合には、「付帯的利益は、法定利率による利息お すなわち、まず、一一六四条が、「原状回復は、なされた給付の元物(principal)および弁済日以降の付帯的利益を対 状回復の対象が金銭以外の物である場合には、「付帯的利益は、その物がもたらした果実および用益(jouissance)を よび代金を受領した者の手もとで代金のほかに支払われた税金を含む」とされる(一一六四-一条)。これに対し、原 付帯的利益に関しても、原状回復義務者が悪意であるか善意であるかにかかわらず、原状回復が認められている。

消後の原状回復の客観的性質が、当事者の善意・悪意とは無関係に、あらゆる付帯物を考慮すべきことを要請するとさ 善意占有者の果実収受権を認める現民法典五四九条とは異なる帰結である。この点に関する提案理由をみると、 これは、非債弁済の場合について、受領者が悪意の場合にのみ利息や果実の原状回復を認める現民法典一三七八条や、

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

含む」とされている(一一六四-二条一項)。

同志社法学

六三巻三号

れている。

いと考えていることを示すものだといえよう。 ていること、それが民事責任法や物権法、あるいは準契約において採用されている準則によって影響されるべきではな (4)以上のことは、カタラ準備草案が、原状回復の範囲を《原状への復帰》の要求のみに従って客観的に決しようとし

4

カタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の特徴は、次のようにまとめることができる。

消された場合には解消原因の如何にかかわらず等しく適用される制度として構想されているのである。 けていることである。契約解消後の原状回復は、非債弁済や原因なき利得とは全く別の制度であり、契約が遡及的に解 その特徴としてまず挙げられるのは、同草案が、契約解消後の原状回復を準契約とは異なる固有の制度として位置付

状回復義務者にフォートがなかったとしても価値による原状回復が認められていること、物の使用による通常の損耗に 復義務者が悪意であるか善意であるかを問わず原状回復が認められていることが特徴的である。このことは、非債弁済 ついても、原状回復義務者のフォートの有無にかかわらず補償されること、さらには、付帯的利益に関しても、 原状回

次に、カタラ準備草案が定める契約解消後の原状回復の範囲をみると、給付された物が滅失・毀損した場合には、原

(一三七八条) や占有(五四九条)に関する規定とは異なる帰結であり、契約解消後の原状回復が、《原状への復帰》を

目指す客観的な制度として構想されていることを示すものであるといえよう。

Ⅲ カタラ準備草案における「用益の補償」の扱い

1 緒

とで(一一六四-二条一項)、用益の補償を肯定しているが、これは、従来の判例の立場とは異なる解決である。そこで、 を概観したうえで、カタラ準備草案の立場について検討を加えることとする。 以下では、特定物の売買契約が無効化または解除によって遡及的に解消された場合を念頭において、従来の判例の立場 準備草案は、一一六四条によって元物とともに原状回復の対象とされる付帯的利益のなかに用益が含まれると定めるこ に加え、当該物を使用収益し得たことについて補償するべき義務を負うのかという問題として議論されている。カタラ フランスでは、使用利益の返還の問題は、「用益の補償」の問題、すなわち、原状回復義務者が、目的物の原状回復

2 従来の判例の立場

(1) 売買契約が無効化または解除によって遡及的に解消された場合に、売主が買主に対して目的物の用益の補償を請求し

部二〇〇四年七月九日判決が出される以前は、第一民事部と第三民事部で判断が分かれていたことがわかる^(型) 得るかが問題となった事案に関する判例をみると、破毀院は、これを一貫して否定してきたというわけではなく、合同

を加えているのかをみていくこととしたい そこで、以下では、前記合同部判決へと至る近時の判例の展開を概観した後に、これに対して学説がどのような評価

六三巻三号

(2) 近時の判例の展開

(a) 破毀院第一民事部の立場 —— 用益の補償の否定

破毀院第一民事部は、次に挙げる判例にみられるように、用益の補償を否定する立場に立っていた。

【A】 破毀院第一民事部一九八七年六月二日判決

XはYに対し、農業用機械を売却したが、当該売買契約は、信用売買に関する規制に違反したとして無効とされた。

XがYに対して、当該機械の修理に要した費用の支払いを請求するとともに、当該機械を原状回復するまでの使用の対 価を支払うよう求めたところ、原審はXの請求をいずれも認めた。Yが破毀申立て。

フォートによって修理が必要となった場合を除き、修理費用はXが負担すべきであるとのYの主張を退けた。これに対 態に戻されなければならないとして、無効化の効果によりXは当該機械の所有者のままであったことになるから、Yの 第一民事部は、修理費用の支払いについては、契約が無効であるのに履行された場合には、当事者は、以前あった状

民法典一二三四条および一三〇四条に違反するとした(一部破毀移送)。 機械の使用から得た利益に相当する補償を得ることを基礎づけられない」にもかかわらず、原審がこれを認めたことは し、使用の対価の支払いに関しては、「売主は、契約を当初から瑕疵あるものとしていた無効によって、買主から当該

【B】 破毀院第一民事部二〇〇三年三月一一日判決

し、YはXに対し、反訴をもって、当該自動車の使用の対価を補償するよう請求した。原審は、Xによる解除を認めつ Yから中古自動車を買い受けたXが、当該自動車の不具合を理由に売買契約の解除および損害賠償を請求したのに対

じた。Xが破毀申立て。 つ損害賠償請求を棄却するとともに、XがYに対して当該自動車の使用の代償として二万フランを支払うべきことを命

の使用のみに相当する補償を得ることを基礎付けられない」と判示した(一部破毀移送)。 第一民事部は、民法典一一八四条を参照して、「売買契約の解除の遡及効を理由として、 売主は、 買主による自動車

(b) 破毀院第三民事部の立場 —— 用益の補償の肯定

これに対し、破毀院第三民事部は、次に挙げる判例にみられるように、用益の補償を肯定する立場に立っていた。

【C】 破毀院第三民事部一九八八年一月一二日判決(8)

目的物に瑕疵があることを理由として、売買契約解除訴権(action rédhibitoire) を行使し、Yらに対して、代金および に何らの債務も課していないことを理由に、これを否定した。Yらが破毀申立て。 利息の原状回復を請求した。Yらは占有にかかる補償を求めたが、原審は、民法典一六四四条および一六四六条は買主 Xらは、Yらから居住用不動産を購入し、その引渡しを受けたが、当該不動産に多くのひび割れがあったことから、

とし、それにもかかわらずYらの請求を認めなかった原審は、民法典五四四条および一六四四条ないし一六四六条の全 なかった場合と同じ状態に戻されなければならないとの判示に続いて、譲受人は、所有者としての資格を取り戻した当 該不動産の売主に対し、売主が当該不動産の瑕疵を知っていたのでない限り、占有にかかる補償をなすべき義務を負う 第三民事部は、物の売買契約が売買契約解除訴権によって解除されたときは、当該物は契約から生じた債務が存在し

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書 同志社法学 六三巻三号 九三(一五五一) 体に違反するとした(破毀移送)。

同志社法学

六三巻三号

【D】 破毀院第三民事部一九九四年一月二六日判決 (8)

求めた。原審は、解除された契約は一度も締結されず当事者間に何らの効果も生じなかったとみなされなければならな のため、Xは、Yの清算人に対し、契約条項に基づき売買契約の解除を求めるとともに、占有にかかる補償の支払いを XはYに対し、不動産を売却し、代金の一部を分割払いと定めたが、その後Yは倒産し、 残金を支払わなかった。そ

いとして、XのYに対する占有にかかる補償の請求を棄却した。Xが破毀申立て。

かった原審は、民法典五四四および一一八三条および一一八四条の全体に違反するとした(一部破毀移送)。 存在しなかった場合と同じ状態に戻されなければならないとの判示に続いて、譲受人は、所有者としての資格を取り戻 した当該不動産の売主に対し、占有にかかる補償をなすべき義務を負うとし、それにもかかわらずYらの請求を認めな 第三民事部は、物の売買契約が一方当事者の債務不履行によって解除されたときは、当該物は契約から生じた債務が

【E】 破毀院第三民事部二〇〇三年三月一二日判決 (8)

提訴した。これに対し、YはXらに対し、占有にかかる補償(indemnité d'occupation)を求めた。原審は、売買契約 を当初から瑕疵あるものとしていた無効を理由として、YのXらに対する占有にかかる補償の請求を認めなかった。Y 等への違反が存することが判明した。XらはYに対し、目的物の本質に関する錯誤があるとして売買契約の無効を求め、 Xらは、Yから、三部屋からなるアパートを改装後に購入したが、その後、当該アパートには都市計画に関する規制

第三民事部は、 原審が、Xらが当該アパートを一九八九年から一九九六年までの間占有していたことを認定しておき が上告

ながら、Yの請求を棄却したことが、「民法典一三七一条および原因のない利得を支配する原則」に違反するものだと

(c) 合同部による判断の統

判示した(一部破毀移送)。

決は、Yらを売主、Xらを買主とする居住用不動産の売買契約が、Yらに人を欺く策略(manœuvres dolosives) 日の判決(以下、単に「合同部判決」という。)によって、第一民事部の立場に与し、この問題に決着をつけた。(⑤) 損害賠償が認められているとみることもできないとの指摘がなされていたところ、破毀院合同部は、二〇〇四年七月九 とで破毀院が結論を変えているとみることはできず、また、当事者の行為態様や主観に応じて民事責任の準則に則った ったことから無効とされ、YらがXに対して代金を原状回復するとともに、同人らの被った損害を賠償すべきものとさ 以上のような破毀院第一民事部と第三民事部との結論の相違については、契約が無効とされた場合と解除された場合 同判

同様の判断が出されている。 合同部判決は売買契約が無効とされた事案に関するものであったが、その後、売買契約が解除された事案についても、 を理由として、不動産の占有のみに相当する補償を得ることを基礎付けられない」と判示した。

れたところ、YらがXに対し、占有にかかる補償を求めたという事案において、「売主は、売買契約の無効化の遡及効

(3) 学説による

(a) ることに留意すべきであろう。このような判示からすると、目的物の占有に起因する何らかの損害の補償は認められる 合同部判決の射程を測るうえでは、売主が目的物の占有「のみ」に相当する補償を得ることはできないとされてい

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

余地があるようにも思われるからである。 この点に関しては、合同部判決と同じく目的物の占有「のみ」に相当する補償を否定した前記【B】判決について、

た従来の判例の立場と合致するものである。また、原状回復義務者が、売買の日の状態におけるその物の価値を考慮し 毀損した場合に、買主のフォートの有無にかかわらず、その滅失・毀損による損害を売主ではなく買主に負担させてき 摩耗によって直に被った損害の弁償(dédommagement)は認められるとの反対解釈がなされ得るとの指摘がなされて いることが注目される。SERINETによれば、このような反対解釈を行うことは、売買の目的物が原状回復前に滅失・

を否定する一方で、「摩耗(usure)」の補償は肯定しているということができる。 ることも、これと同じ方向性を有するものである。このように考えるならば、第一民事部は、「使用(usage)」の補償 なければならず、摩耗または老朽化(vétusté)に起因する損耗(dépréciation)を負担しなければならないとされてい

は解除に関する規定のみならず占有に関する規定や準契約に関する規定をも参照する第三民事部とは袂を分かつもので る。これは、 (b) また、合同部判決の判示内容をみると、参照条文として民法典一二三四条のみが掲げられていることが特徴的であ 無効化または解除に関する規定のみを参照条文に掲げる第一民事部とは共通の態度であるが、無効化また

ではないことを再確認するものだとの指摘がなされている。遡及的な原状回復は、当事者を契約が締結された日の状態 の指摘がなされているほか、契約の無効化または解除に伴う遡及的解消の効果が債務の消滅であって新たな債務の発生 この点に関しては、契約解消後の原状回復を準契約とは別の固有の制度として規律しようとする態度のあらわれだと

に戻すことを目的とするものであるから、契約が締結された日から無効化または解除の日までの期間における目的物の

使用に関する補償は否定されるというのである。

捉えようによっては、用益の補償を否定する理由にも肯定する理由にもなり得るというべきであり、実質的な対立点は、 るようである。しかし、他方で、用益の補償を肯定する第三民事部の判決のなかにも、解除の遡及効を理由に、これを 肯定するものがみられる(前記【C】判決および【D】判決)。そうであるとすれば、無効化または解除の遡及効は 確かに、合同部判決は、用益の補償は無効化の遡及効から導かれるものではないという理由から、これを否定してい

する理由として援用される場合とでは、遡及効の捉え方にどのような相違が認められるのだろうか。 遡及効の捉え方の相違にあるように思われる。では、用益の補償を否定する理由として援用される場合と、これを肯定

状況に置き換えることを意味するものである。前者の意味での遡及効は、各当事者の資産を過不足なく再構築すること 状態に戻すためのものであるのに対し、後者は、以前の状況をあたかもそれが一度も存在しなかったかのような新たな いるとの指摘が注目される。すなわち、Gwennhaël FRANÇOIS によれば、前者は、当事者を契約が締結される以前の このような問題意識にたってみると、第一民事部のいう遡及効と、第三民事部のいう遡及効とでは、意味が異なって

は契約に基づく給付ではない以上、原状回復の対象外とされるのである。 のも以下のものも受領できない。したがって、売買契約が無効とされた場合には、賃貸借契約の場合とは異なり、 を目指す全部原状回復の原則と結び付けられており、それゆえ、各当事者は、無効とされた契約に基づく給付以上のも 用益

だけ」のものだと考えるのか、「時間の流れをも遡る」ものだと考えるのかという問題だと言い換えることもできよう。 このような遡及効の捉え方の相違は、Rémy LIBCHABER の言い回しを借りれば、 原状回復を、「契約の流れを遡る

LIBCHABER によれば、狭義の原状回復の考え方は、当事者が契約に基づいてなしたあらゆることを解体することによ って、契約の流れを遡るにとどまるものである。これに対し、広義の原状回復の考え方は、契約の流れを遡るにとどま

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

かったかのようにするために、契約の直接の効果のみならず、間接的な効果をも消し去ろうとするものである。 らず、時間の流れをも遡るものであって、当事者の資産を当初の状態に戻すとともに、あたかも契約が一度も存在しな

要請されるのだとすれば、目的物の原状回復は、契約締結時点の状態つまり損耗していない状態でなされるべきことと 肯定していることをも正当化し得るものである。契約解消の遡及効によって当事者を契約締結以前の状態に戻すことが る。そして、このような理解は、判例が単なる使用つまり用益の補償を否定しつつ、使用による損耗については補償を の状態に戻すためのものだと考えて、原状回復の範囲を契約の履行として給付されたものに限定したものと理解され得 以上のように考えるならば、合同部判決が用益の補償を否定したことは、契約解消の遡及効は当事者を契約締結以前

(c) 益の補償は原則として肯定されるべきだとする見解も存在することには注意が必要である。すなわち、Robert なお、これに対して、契約解消の遡及効は当事者を契約締結以前の状態に戻すためのものだと考えたとしても、用

なるからである。

て、この価値の原状回復として用益の補償が認められるべきだと主張している。 WINTGEN は、物の用益には財産的価値があるところ、それが契約の履行によって買主に移転させられたといえるとし

もっとも、WINTGENは、用益の補償は原則として肯定されるべきだとしつつ、双務契約が解消された場合には、

相

は、目的物の用益の補償も認められなければならならないはずである。しかしながら、用益の評価は、とりわけ市場が 益の補償は代金の利息の対価だとみることができるから、他方当事者が代金の利息の返還を求めることができる場合に 互性の観点から、用益の補償が否定される場合があるとしている。WINTGENによれば、双務契約の場合、 目的物の用

存在しないような場合には困難であるし、代金に関しては法定利息によるとの一括の (forfait) 扱いがなされているから、

認められるべきではない。以上のような WINTGEN の見解にしたがうと、売買契約が遡及的に解消された場合につい 目的物の用益は代金の利息と同額だと考えて、両者間の一括相殺(compensation forfaitaire)を認めることが許される。 このような帰結は一括相殺の結果にすぎず、WINTGENの見解は、実質的には、用益の補償を肯定する立場に立つもの ては、一括相殺がかえって不均衡をもたらす場合を除き、結論としては、用益の補償は否定されることになる。ただ、 が物の有用性の欠如を理由とするものである場合、あるいは、代金の低廉さを理由とする無効の場合には、一括相殺は 一括相殺がかえって不均衡をもたらす場合、具体的には、一方当事者のみが履行をしていた場合や、契約解消

3 カタラ準備草案の立場 といえよう。

えで(一一六四条)、一一六四-二条をもって、元物が金銭以外の物である場合の「付帯的利益は、その物がもたらし た果実および用益を含む」と規定し、用益の補償を肯定している。 既に紹介したように、カタラ準備草案は、給付された元物のみならず付帯的利益も原状回復の対象となるとしたう

同条の提案理由をみると、付帯的利益に果実のみならず用益も含むと考えることは、近時破毀院で採用された解決を

利息は金銭の用益および果実に相当するものであること、ならびに、破毀院による解決は、 見直すものであるが、契約の性質如何にかかわらず、物の用益を返還させることが論理的であり公平に適うとされてい る。そして、その具体的な理由としては、用益はその物が生じさせ得た果実の経済的等価物とみることができること、 遡及効の原則や、契約の履

行の直接的または間接的効果をすべて消滅させるべきだとの考え方と合致しないことが挙げられている。

(2)うな分析がなされている。すなわち、賃貸借契約以外の契約において、用益を契約に基づいて給付したものとみるのは カタラ準備草案が原状回復の枠内で用益の補償を肯定したことについては、Franck JUREDIEU によって、次のよ

困難である。また、用益は利息や果実とは異なり、当然に付帯的利益に含まれるわけではない。さらに、金銭は、ある

そもそも物の使用を意味する用益という性質は適合せず、したがって、目的物の用益と代金の利息との相互性を肯定す いは費消されるか、あるいは利息を生じさせる資本とされる以外の目的を有するものではないから、金銭については、

草案の提案理由をみると、用益は目的物が生じさせ得た果実の経済的等価物だとされているところ、そこで考慮されて う観点からも、利息との相互性という観点からも、用益の補償を正当化することは困難である。もっとも、カタラ準備 ることもできない。そうであるとすれば、契約に基づく給付の原状回復という観点からも、付帯的利益の原状回復とい

とによって、果実の原状回復にも一定の自動性が認められることになるのである。 り、用益の補償を認めることによって、実際に収取された果実のみならず収取し得た果実をも原状回復の対象とするこ いるのは、利息が常に原状回復の対象とされていること(一一六四-一条)とのバランスであるように思われる。つま

う金銭の特殊な性質から不可避のことであるとし、これに対して、金銭以外の物については、常に果実を生じさせるわ なお、JUREDIEU自身は、金銭について常に利息の原状回復が認められていることは、常に果実を生じさせるとい

けではない以上、用益は原状回復の範囲に入れるべきできないと主張している。

1 フランスにおける議論から示唆される検討の視角

(1) は、目的物が買主に給付されることなく売主の手許にあったならば得られていたであろう利益を売主に帰属させようと という考え方がある。比喩的にいえば、前者は、原状回復について、契約が締結される以前の状況を現在に再現しよう という問題が重要な対立点となっていることが示唆される。すなわち、原状回復の目的に関して、一方では、契約に基 同部判決の分析からは、用益の補償を肯定するべきか否かを決するにあたって、原状回復の目的をどのように捉えるか によって契約締結以前の状況を現在に再現しようとする考え方に依拠するものだといえる。これに対して、用益の補償 すなわち、損耗の補償は、目的物を契約締結時の状態で原状回復させようとの考慮に基づくものであるから、 になり、全部原状回復の原則に反する結果となるから許されないとの主張には、傾聴すべきものがあるように思われる。 原状回復の範囲に含まれることとなる。用益の補償は、前者によれば否定され、後者によれば肯定されることとなる。 れることとなるのに対し、後者の考え方によるならば、契約に基づく給付のみならずこれに伴って間接的に得た利益も えているといえよう。そして、前者の考え方によるならば、原状回復の範囲は、契約の履行として給付したものに限ら とするものだと考え、後者は、契約が存在しなかったとすれば現在あったであろう状況を作り出そうとするものだと考 づく給付を巻き戻すことにあるという考え方があり、他方では、契約が存在しなかったかのように擬制することにある このような観点からは、売主が、目的物の損耗と用益の双方について補償されるとすると、二重の補償を認めること フランスにおいて用益の補償をめぐって展開された近時の議論、とりわけ、FRANÇOIS や LIBCHABER による合 原状回復

の考慮に基づくものであるから、契約が存在しなかったとすれば現在あったであろう状況を作り出そうとする作業の一

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学 六三巻三号

一〇一(一五五九

損耗の補償と用益の補償の双方を認めた場合には、契約が締結される以前の(用益は得ていないが、目的物は損耗して いない)状況よりも、また、契約が存在しなかったとすれば現在あったであろう(目的物は損耗しているが、用益は得 償を求める方向性の点で矛盾するものであり、許されないように思われるのである。また、実質的に考えても、 貫として認められるものである。このように考えるならば、損耗の補償と用益の補償の双方を同時に認めることは、 売主に

られていた)状況よりも、有利な状況に置かれることとなり、売主を不当に利する結果となるともいえよう。

- (2) 領した代金に加え利息をも原状回復しなければならない。これに対し、用益の補償を否定した場合には、買主は、受領 ち、売買契約が遡及的に解消された場合を例にとるならば、売主は代金を実際に運用していたか否かにかかわらず、受 息が常に原状回復の対象とされていることとのバランスを考慮するべきか否かが問題となることが示唆される。すなわ ならば、つまり、買主が実際に収受した果実のみならず収受し得た果実をも原状回復の対象とするべきだと考えるなら した目的物および実際に収受した果実のみを原状回復すれば足りることになってしまう。このことを不均衡だと考える また、カタラ準備草案の立場とその分析からは、用益の補償を肯定するべきか否かを判断するに際して、代金の利
- 補償の肯否と方向性の点で矛盾しない解決が導かれなければならないとの視角、および、②代金の利息の扱いとのバラ ンスを考慮するべきか否かという視角が重要であるように思われる。

以上からすれば、用益の補償を肯定するべきか否かを検討するにあたっては、①原状回復の目的に照らし、

(3)

ば、用益の補償を肯定することが正当化され得るのである。

なお、カタラ準備草案は、後者の視角に立って、用益の補償を肯定する立場を採用したものと考えられる。もっとも、

であり、 原状回復権利者に二重の補償を認める結果となっている。このような帰結が、原状回復の方向性の点で矛盾を来すもの 同草案は、他方で、目的物の損耗についても原状回復の対象としているため(一一六四-五条)、前者の視角からすれば、 全部原状回復の原則に反するとの批判を免れ得るのか、今後の議論が注目されるところである。

2 我が国における議論の再検討

(1) た場合に、「双方給付の返還の対価的バランスを保つ」必要から五七五条を類推適用するべきだとの見解と一部共通す 以上をふまえて我が国における議論を再見してみると、前述の二つの視角のうち後者については、契約が解除され

る問題意識であるように思われる。

- が国の判例や学説のなかに、譲受人の使用利益返還義務の肯否の問題について、同人が目的物の損耗を補償するべき義 の問題を区別して論じるものが少なかったこともあってか、あまり問題とされてこなかったようである。すなわち、我 ② これに対し、前者の視角については、そもそも、契約に基づいて給付された目的物の返還の問題と使用利益の返還
- して使用利益返還義務を肯定する見解のなかに、理由づけを異にするものがみられることは興味深い。すなわち、 原状回復の目的がどのように捉えられているかという視点から【4】判決をめぐる議論をみると、

務を負うか否かという問題との整合性を考慮して論じるものはみあたらない。

と」にあり、 物の価値減損分であるとの理由から使用利益の補償を肯定する北村博士は、これを「給付物の返還を契約締結前の原状 それは「たんに過去の一時点の状態を再現するものではな」いとしている。これに対し、実質的には目的

博士や好美教授は、解除を理由とする原状回復の機能が「はじめから契約が成立しなかったと同一の状態に回復するこ

観念的にみれば、売主が代金とその利息を、買主が目的物とその目的物の使用による減損補償額、 でいかに実現するかという問題」だと捉え、 は売買による引渡しを受ける以前の客観的価格を返還することではなかろうか」と指摘している。前者は、 谷口博士は、北村博士の見解を引用して、「売買解除の場合の原状回復を 又目的物滅失の場合 原状回復の

状回復は、契約が締結される以前の状況を再現しようとするものだと考えているようにも思われる。

目的は、契約が存在しなかったとすればあったであろう状況を作り出すことにあると考えているのに対し、

原

て、なお検討を要するところであろう。 用利益の返還を肯定しようとするものといえるが、その当否については、損耗の補償の肯否の問題との整合性をふまえ 再現にあると考えつつ、契約に基づく給付に、目的物のみならずその利用による収益可能性も含めることによって、使 じ状態が復元されたことにな」るとされている。このような説明は、原状回復の目的は契約が締結される以前の状況の 給付を受けたもの(売買の目的物及びその利用による収益可能性)のすべてを返還してはじめて給付がなかったのと同 契約が解除された場合の原状とは、契約当事者間における給付当時の状態を意味するのであるから、給付受領者が既に なお、【4】判決の調査官解説をみると、解除は「双務契約による取引の清算復元」を目的とする制度であり、

3 結びにかえて

ければならないとの視角、および、②代金の利息の扱いとのバランスを考慮するべきか否かという視角である。これら 約が無効、取消しまたは解除によって解消された場合の使用利益返還義務の肯否を検討するにあたって重要となる二つ の視角を示した。すなわち、①原状回復の目的に照らし、損耗の補償の肯否と方向性の点で矛盾しない解決が導かれな

本稿では、カタラ準備草案およびその前後に展開された議論の内容を紹介・検討することによって、財産権移転型契

の視角は、 我が国における議論においては、正面から取り上げられてはいないまでも、看て取ることができるものであ

れるとともに、代金の利息の扱いとのバランスを考慮するべきか否かについてもさらなる検討が必要であろう。 今後は、契約の無効、取消し、解除の効果をどのように解するべきであるかをふまえて原状回復の目的が明らかにさ

- (1) 貸借型契約が解消された場合の使用利益返還の問題については、本稿では扱わない。財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還の問題は、 契約に基づく給付そのものの返還ではなく、これに付随する利益の調整に関する問題であるのに対し、貸借型契約が解消された場合の使用利益返還 の問題は、契約に基づく給付そのものの返還とみることができるため、両者では問題状況が異なっているものと思われるからである。
- なお、貸借型契約が無効とされた場合の使用利益返還の問題について検討するものとして、油納健一「いわゆる『使用利益』返還義務の一考察 無効な利用型契約における『使用利益』を中心に――」神法四八巻三号六七五頁(一九九八年)がある。
- 2 指摘するものとして、花村広志「物から生じる収益と不当利得(三)・完」判タ七〇八号四三頁(一九八九年)。 例えば、高森八四郎「契約解除の原状回復義務は、不当利得の返還とどういう関係に立つか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 契約の一般的課題』一五一頁(日本評論社、一九九〇年)。譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務について論じるにあたって、そのことを
- らの場合における具体的な返還の問題が画一的に処理されるべきか否かについては、議論の余地がある(川村泰啓『商品交換法の体系I―私的所有 と契約の法的保護のメカニズム―』二七六頁以下(勁草書房、一九七二年)参照)。 なお、契約が無効とされまたは取り消された場合と解除された場合とをともに契約関係の清算局面の問題として統一的に把握するとしても、これ

もっとも、近時、フランスにおける原状回復の諸制度について横断的な検討を試みる論考が連載を開始しており、注目される(齊藤哲志「フラン

ス法における返還請求の諸法理(一)(二)(三)」法学協会雑誌一二六巻三号四六三頁、五号一〇四九頁、一一号二一七一頁(二〇〇九年))。 適用場面とは考えられていないことである(このことを指摘するものとして、関口晃「不当利得における因果関係」谷口知平教授還暦記念『不当利得· ここで注意しておくべきは、フランスでは、契約解消後の原状回復に関する問題は、一般的には、原因なき利得(enrichissement sans cause)の

3

のを中心に、優れた先行業績が存するが、ここでは立ち入らない。 事務管理の研究(三)』六三頁(有斐閣、一九七〇年))。なお、フランスにおける原因なき利得については、de in rem verso 訴権の形成に関するも

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書 同志社法学 六三巻三号

Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 1101 à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code

対する賃料相当額の返還義務の有無が争われた事案に関する最判昭和四二年一一月九日判時五○六号三六頁もある。もっとも、これらの判例は、い 有者の所有者に対する使用利益返還義務の有無が争われた事案に関する最判昭和三七年二月二七日判タ一三〇号五八頁や、元所有者の善意取得者に 有体物の占有による使用利益または法定果実の返還義務の有無が問題とされた判例としては、ほかに、所有者に対抗し得る占有権原を有しない占

civil) , Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux , 22 septembre 2005

- 法占拠」や「損害金」という語を用いていたことが、Yの使用利益返還義務を不当利得に基づいて認めることを妨げるかも争点となったが、本稿の ずれも、いわゆる侵害利得が問題となる事案に関するものであることから、本稿では採りあげなかった。 なお、前記【2】判決においては、催告金額が真の債務額である金三二万五〇〇〇円を五万円超過していたことが催告の効力を失わせるか、Xが「不
- 7 れるため、立ち入らない。 なお、前記【3】判決においては、XがYに対して自動車返還義務に代わる価格返還義務を負うか否かも争点となったが、本稿の問題関心から外

問題関心から外れるため、立ち入らない。

- 隣地から地下茎が延びてきて生えた竹は土地の天然果実であるとして善意の買主にこれを伐採する権利があるとした原審の判断を是認していること からも、判例は、売買契約が取り消された場合に一八九条の適用を認めていると考えられる。 最判昭和三五年一一月二九日判時二四四号四七頁が、後に取り消された売買契約の買主が目的物である土地上に生えた竹を採取した事案において、
- けによっては、買主の使用利益返還義務を肯定することができなかった。 前記【4】判決は他人物売買の事案であったため、売買契約が解除されても売主に所有権が帰属することはなく、前記【3】判決と同様の理由づ
- それが現存するかぎり同条にいう『利益ノ存スル限度』に含まれるものであって、その返還を要するものと解するのが相当である」として、運用利 ても不当利得された財産から損失者が当然取得したであろうと考えられる範囲においては、損失者の損失があるものと解すべきであり、したがって、 益者の行為が加わることによって得られた収益につき、その返還義務の有無ないしその範囲については……、社会観念上受益者の行為の介入がなく 前記運用利益を返還すべきか否かはもっぱら民法七○三条の適用によって決すべきだとした。そして、「およそ、不当利得された財産について、受 実と同視することもできないから、右運用利益の返還義務の有無に関して、右法条の適用を論ずる余地はないものといわなければならない」として、 同判決は、そのうえで、「本件不当利得の返還は価格返還の場合にあたり、原物返還の場合には該当しないのみならず、前記運用利益をもって果

益返還義務を肯定した(破棄自判)

- 油納健一「不当利得と善意占有者の果実収取権 ---『使用利益』の問題を中心に ――」龍法三二巻四号一一八頁(二〇〇〇年)
- (12) これに関連する問題として、規範競合の問題を検討する学説もあるが(四宮和夫『請求権競合論』一七一頁以下(一粒社、一九七八年)、鈴木禄 斐閣、一九六四年)〔『物権法の研究』(創文社、一九七六年)所収、二二九頁以下)、本稿では立ち入らない。 弥「法律行為の無効・取消・解除の場合の給付物返還請求は、どんな性質をもつか」幾代通=鈴木禄弥=広中俊雄『民法の基礎知識』一五○頁以下(有
- 13 鳩山秀夫『増訂日本債権法各論(下)』八〇二頁以下、八四〇頁以下(岩波書店、一九二四年)等:
- 我妻栄「法律行為の無効取消の効果に関する一考察――民法に於ける所有物返還請求権と不当利得との関係――」春木先生還暦祝賀論文集二一五 一九三一年)〔我妻栄『民法研究Ⅱ』(有斐閣、一九六五年)所収、二六五頁以下〕。
- 15 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』九〇頁(日本評論社、一九三七年)、同『債権各論』一〇七二頁(岩波書店、一九七二年)。 谷口知平『不当利得の研究』二七六頁(有斐閣、一九四九年)、同「契約責任と事務管理・不当利得の関係」契約法大系刊行委員会編
- 系I (契約総論)』一八三·一八四頁 (有斐閣、一九六二年)。 藤原正則『不当利得法』一三九頁以下(信山社、二〇〇二年)。
- 利得返還請求権の対価的バランスが崩れている場合や、無効・取消原因が意思無能力、行為無能力、錯誤、詐欺、強迫等であって双方給付の対価的 系と不当利得法の構造』四五三頁以下(有斐閣、一九八六年)等がある。ただし、加藤教授は、代金の一部が未払いである等の理由から双方の不当 五七五条の準用を主張する見解としては、広中俊雄『債権各論講義 [第六版]』四○九・四一○頁(有斐閣、一九九四年)、加藤雅信
- バランスが崩れた不当利得関係である場合には、 田中整爾「善意占有者の返還義務と不当利得」谷口知平教授還暦記念『不当利得·事務管理の研究(二)』一〇四・一〇五頁(有斐閣、一九七三年)。 五七五条の準用は否定され、利息と果実・使用利益の双方を返還させるべきだという。

松坂佐一『事務管理・不当利得〔新版〕』二三八頁(有斐閣、一九七三年)。松坂博士の旧説は衡平説を前提とし、占有の不当利得という構成を前

- 提として差額説を導入しようとするものであった(松坂佐一『不当利得論』四一八頁(有斐閣、一九五三年)、同『事務管理・不当利得・不法行為』 (有斐閣、一九五七年)一一三頁)。本文中に挙げた見解は、川村博士の批判(川村泰啓「返還さるべき利得の範囲(五)」判時三六五号四九頁(一 |同||契約の無効·取消と不当利得|| 契約法大系刊行委員会編 ||契約法大系□ (補巻)|| 一七三頁 (有斐閣、一九六五年)) を受ける等して、
- 川村泰啓「給付利得制度―契約関係の場で固有に機能する不当利得制度」判評一四三号一〇九頁(一九七一年)。
- 川村泰啓「『所有』関係の場で機能する不当利得制度(一三)」判評一四四号一一頁(一九七一年)。

同志社法学 六三巻三号

一〇七 (一五六五)

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

注(18)四○九・四一○頁)を受けた後に、本文に挙げた説明を付加している。 と不当利得」一八一・一八二頁)、広中俊雄教授による、収受した果実や使用利益は「受領した給付」から生じたものであるとの批判 なお、川村博士は、当初は、不当利得返還請求権に基づく使用利益の返還を否定するかにみえていたが(川村・前掲注(20)「契約の無効・取消

還請求権の諸類型(二)」判評七七号六四頁(一九六五年))にも注意が必要である。 また、川村博士は、後に見る加藤教授と同じく、民法五七五条の準用を認めるかのような主張をしていたこともあること(川村泰啓「不当利得返

九七八年)〔『現代不当利得法の研究』(創文社、一九八九年)所収、四〇一頁以下〕。 | 山田幸二「物の利用・収益と不当利得(二・完) ── 民法一八九条と七○三条との関係を中心として ── | 民商七九巻二号二二六・二二七頁(|

24 山田・前掲注(23)二三五・二三六頁 [前掲書四五九頁]。

ここで、使用利益返還義務に関する山田博士の見解について、若干敷衍しておきたい。

原則として遡及的に消滅する」)とする。しかし、「売買代金は、目的物の使用・利用価値と一体化している交換価値の対価であ」り、したがって、 財産利用型契約が無効・取消により廃棄された場合には、その間に借主が利用収益した利益は返還される結果となる」と表現しているものと思われる。 べきであり、その結果、借主は貸主に対して使用収益の対価を支払わなければならないというのである。山田博士は、このことを指して、「有償の らない、六二〇条参照)と同様の帰結を導くべきだとする。つまり、有償の財産利用型の契約関係が解消された場合には、非遡及的処理がなされる 賃貸借契約が解除された場合(契約が解除されるまでの間の借主の占有・利用権限は否定されないが、借主は貸主に対して賃料を支払わなければな 山田博士は、次に、財産権移転型契約の場合については、非遡及的処理は当然には妥当しない(「買主の所有の意思をもって取得し使用する権限は 同博士は、まず、有償の貸借型契約に関して、解除の場合と無効・取消しの場合とで結論が相違するのは不当だとの問題意識から、後者の場合にも、

が解消されるまでの間の使用収益の対価を支払わなければならないこととなり、同博士は、このことを指して、「買主は、居住または運行利益の返 るべきである(「既往については、財産利用型の給付関係のそれに準じて行われるべ」きである)という。このように考えると、買主は、売買契約 代金のうち使用・利用価値に相当する部分は既に行った使用収益の対価であるとみることができることから、その限度においては非遡及的処理をす 還義務を負うことになる」と表現しているものと思われる。

用利益返還義務と同視しているようにみえる点や、貸借型契約における解除の非遡及的構成を財産権移転型契約にも及ぼしたうえ、そのことから買 的に解決しようとする視点等、示唆的な問題意識もうかがえる。しかしながら、同博士の見解には、他方で、貸借型契約の場合の賃料支払義務を使 以上のような山田博士の見解には、使用利益返還義務と目的物返還義務とを明確に区別している点や、解除の場合と無効・取消しの場合とを統一

- りかねない)等、論理の運び方に乱暴な点もみられるように思われ、にわかに賛同することはできない。 主の使用利益返還義務を導いている点(このように考えると、売買契約が解消された場合には、従前の契約関係が賃貸借契約へと変性することにな
- 法の諸問題Ⅲ』三一頁以下(判例タイムズ社、一九七○年)を参照。 当時の学説の状況については、渡辺忠嗣「解除と収益(果実)返還義務 ―― 民法一八九条との関係を中心として ―― 」近藤完爾=浅沼武編『民事
- 27 山下末人「契約解除における原状回復と不当利得」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(二)』(有斐閣、一九七一年)一四一頁。 渡辺・前掲注(25)三八頁以下。なお、我妻・前掲注(14)二二〇・二二一頁注(2)は一八九条の適用可能性を示唆している。
- 28 山下·前揭注(27) | 三〇頁·一四一頁。
- 30 の帰趨」島大法学三三巻二号一頁(一九八九年)[『不当利得とは何か』(日本評論社、二〇〇四年)所収、三六三頁以下]がある。 瀬川信久「判批」法協九四巻一一号一六八二頁以下(一九七七年)。 前記【4】判決に対する評釈を分析・検討するものとして、川角由和「双務契約の解除の効果に関する一考察――いわゆる『使用利益』返還義務
- 32 31 好美清光「契約の解除の効力――とりわけ双務契約を中心として――」遠藤浩=林良平=水本浩監修『現代契約法大系第二巻』一八五頁(有斐閣 田中整爾「判批」判評二一二三号二〇頁(一九七六年)。 加藤雅信「判批」ジュリ六四二号六七頁以下(一九七七年)。
- 34 北村実「判批」法時四八巻一〇号一一七・一一八頁(一九七六年)。 九八四年)。

35

規定内容の詳細については、末尾の資料を参照されたい。 川角・前掲注(30)三二頁以下〔前掲書三九五頁以下〕。

- 37 学説の中には、原因なき利得の適用を認めるものもあり、さらに、原状回復は非債弁済とも原因なき利得とも異なる準契約の一種であるとする見
- それは、無効の間接的な効果、より精確には、無効原因が付着し、後に無効とされた契約の履行として給付をしたという事実に基礎付けられるもの 原状回復を非債弁済や原因なき利得によって基礎づけることは要件および効果の面で不当であるが、原状回復は無効から直接生じるものではない。 解も存在した (C. GUELFUCCI-THIBIERGE, Nullité, restitutions et responsabilité, LGDJ, 1992, n°s 657 et s.)。GUELFUCCI-THIBIERGE によれば
- なお、後記第一民事部二○○二年九月二四日判決が出されて以降も、原状回復が無効の遡及効の必然的結果であるとしても、無効とされた契約に

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

一〇九 (一五六七)

ついてなされた履行が、当該契約が存在しなかったにもかかわらずなされたものであることが否定されるわけではないとし、これを非債弁済の問題

だとするものとして、C. LARROUMET, Droit civil, les obligations, le contrat, 6°, éd., Economica, 2007, n° 576 bis がある。また、無効化に関する規

- J.-L. AUBERT = É. SAVAUX, Droit civil Les obligations 1. L'acte juridique, 14º éd. Sirey, 2010, nº 362がある 定中に原状回復に関わる準則が存在しないことから、必要に応じて非債弁済に関する規定を適用せざるを得ないとするものとして、J. FLOUR =
- 38 節(一三三六条ないし一三三九条)が置かれている 第三章「債務」・第二小章「準契約」の中には、「非債弁済」と題する第二節(一三三〇条ないし一三三五条)と「原因のない利得」と題する第三
- 39 ものとして挙げられている。 提案理由では、非債弁済に関する諸規定のほか、一六三〇条以下、一六四四条以下、一六五九条以下、一六七四条以下が、 原状回復の問題を扱う
- 非債弁済に関する一三三一条が「弁済を正当化していた債務がその後無効とされもしくは解除され、またはその他の方法により原因を失ったとき 原状回復が生じる」と規定していることとの関係が問題となるが、同条には、「疑問点:この規定は準契約の分野を越えるものである。これは、
- 無効の理論に属する場合への拡張である。しかしながら、このような拡張は今日否定されている」との注記がなされている Civ. 1^{re}, 24 sept. 2002, Bull. nº 218 ただし、同判決の射程は無効訴権が時効により消滅したときには原状回復訴権も必然的に消滅するとした点に限られるべきであり、原状回復の問
- 43 note sous Civ. 1^{re}, 24 sept. 2002, D. 2002. 369)° 題は、契約の無効化に特有の目的のために必要な修正を加えたうえでなお非債弁済の準則によって処理すべきだとする見解もある(J.-L. AUBERT このような立場は、原状回復が契約の無効化や遡及効を伴う解除によって「当然に」もたらされると定める一一六二条一項にもあらわれていると
- で受領した場合には、 る場合にはそれを現物で、その物が受領者のフォートによって滅失又は損傷した場合にはその価値を原状回復する義務を負う。その者がそれを悪意 保する」と規定する。同条に相当するカタラ準備草案一三三四条も、「不当に受領した物が特定物である場合には、その受領者は、その物が存在す によって滅失又は損傷した場合にはその価値を原状回復する義務を負う。その者がそれを悪意で受領した場合には、偶然事による滅失についても扣 「不当に受領した物が不動産又は有体動産である場合には、その受領者は、その物が存在する場合にはそれを現物で、その物が受領者のフォート 偶然事による滅失についても担保する」と規定している。なお、現行民法典の訳にあたっては、法務大臣官房司法法政調査部

『フランス民法

- 物権・債権関係 ――』(法曹会、一九八二年)を参照した。

- 同条に相当するカタラ準備草案一三三二条の規定内容もこれと同じである 「受領者の側に悪意があった場合には、その者は、弁済の日から元本に加えて利息または果実を原状回復する義務を負う」と規定している。なお、
- する所有者に対し、その物とともに産出物を原状回復する義務を負う。当該産出物が現物で存在しない場合には、その価額は、償還の日付で評価さ 「単なる占有者は、その者が善意で占有する場合でなければ、果実を自己のものとしない。反対の場合には、その者は、その物の原状回復を要求
- 47 れる」と規定している。 C. GUELFUCCI-THIBIERGE, supra note (37), n°802 が引用されている

契約の無効化による原状回復の制度が、他の制度の影響を受けて変性しているという問題に関しては、C. GUELFUCCI-THIBIERGE, supra note

48

(37), nºs 741 et s. を参照。

- 49 なお、商事部の判決のなかには、用益の補償を肯定するもの(Com. 16 déc 1975, Bull. n° 308)と、否定するもの(Com.11 mai 1976, Bull. n°
- 162)とがみられる。
- 52 Civ. 3^e, 12 janv. 1988, Bull. n^o 7

51

Civ. 1^{re}, 11 mars 2003, Bull. nº 74. Civ. 1^{re}, 2 juin 1987, Bull. nº 183

- 54 Civ. 3^e, 26 janv. 1994, RTD civ. 1994. 860. obs. J. MESTRE Xは、原審がXに不動産税の原状回復および既払いの売買代金に対する利息の支払いを命じた点についても破毀を求めていたが、退けられた。
- 56 55 Y.-M. SERINET, Faut-il « restituer » la jouissance du bien après annulation ou résolution du contrat de vente ?. D. 2003. 2522, nºs 4 et 5

57

Cass. ch. mixte, 9 juill. 2004, Bull. nº 2.

Civ. 3^e, 12 mars 2003, Bull. nº 63

- して同人の被った損害の賠償を命ずべきことを請求することができる」とも判示した。 また、一三八二条を参照して、「無効とされた売買契約の善意の当事者のみが、フォートある当事者に対して、無効とされた契約の締結を理由と
- 解除前の使用についてのみであり、解除後の使用は違法とされるとし、さらに、③物の使用と物の摩耗とを区別し、後者は補償の対象となるとした Com., 30 oct. 2007, Bull. nº 231; Civ. 3º, 19 déc. 2007, inédit これらの判決については、①合同部二〇〇四年七月九日判決による解決が不履行による解除の事案にも及ぶとし、②用益の補償が否定されるのは

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学

六三巻三号

一一一 (一五六九)

- という三つの意義があることが指摘されている(T. GENICON, RDC. 2008. 255.)。
- 決と矛盾する立場をとっているようにもみえる。もっとも、同判決は、遡及的に解消された契約は賃貸借契約であって、用益の補償は、無効とされ 当事者を当初の状況に戻す効果を有すると判示しつつ、民法典一三〇四条を参照して、用益の補償を否定した原審を破毀しており、一見、合同部判 た契約の履行としてなされた給付の価値による原状回復に相当するものであるから、合同部判決と必ずしも矛盾するものではない(v. en ce sens, Y.

なお、破毀院第三民事部二○○九年六月二四日判決(Civ. 3°, 24 juin 2009, Bull. n° 155)は、無効化は契約の効力を遡及的に失わせることによって、

合同部判決について同様の指摘をするものとして、G. FRANÇOIS, note sous Ch. mixte, 9 juill. 2004, JCP. 2004. II. 10190, nº 5がある。

M. SERINET, note sous Civ. 3°, 24 juin 2009, JCP. 2009. 273, n° 24)°

63 Com., 11 mai 1976, Bull. n° 162 ; Civ. 1^{rc} , 4 oct. 1988, Bull. n° 274 ; Civ. 1^{rc} , 22 nov. 1988, Bull. n° 334 is a constant.

Com., 21 juill. 1975, D. 1976. 582; Civ. 1^{re}, 2 juin 1987, Bull. nº 183(前記【A】判決)

62

- 65 64 前記【A】判決においては一二三四条および一三○四条のみが、前記【B】判決においては一一八四条のみが、それぞれ、参照されている。 Y.-M. SERINET, supra note (56), no 11.
- 前記【C】判決においては五四四条および一六四四条ないし一六四六条の全体が、前記【D】判決においては五四四条および一一八三条および一
- 67 Ph. STOFFEL-MUNCK, note sous Ch. mixte, 9 juillet 2004, RDC. 2005. 280 八四条の全体が、前記【E】判決においては一三七一条および原因なき利得を支配する原則が、それぞれ参照されている。
- (②) G. FRANÇOIS, supra note (61), nº 4.

J. MESTRE et B. FAGES, noute sous Ch. mixte, 9 juill. 2004, RTD civ. 2005. 125

68

- R. LIBCHABER, note sous Ch. mixte, 9 juill. 2004, Defrénois. 2004. Art. 38035, spéc. p. 1403
- R. Wintgen, L'indemnité de jouissance en cas d'anéantissement rétroactif d'un contrat translatif, Defrénois 2004. 37942, nº 9
- ある場合、買主が当該不動産に居住して家賃を節約することとそれを賃貸して家賃を得ることは、当該不動産に関する二つの用益の仕方であると考 えられ、用益と果実は経済的には同じ価値を表すものであるというのである(R. WINTGEN, supra note (71), n°s 12 et s.) 。 WINTGEN は、 用益と果実は同じに扱われるべきであるとの理由からも、用益の補償は認められるべきだとしている。例えば、 目的物が不動産で
- R. WINTGEN, supra note (71), nos 16 et s

R. WINTGEN, supra note (71), nos 21 et s.

- (75) このような理由は WINTGEN が論拠としているところと共通するものであり、提案理由でも WINTGEN の論考が引用されている
- théorie des nullités, LGDJ, 2008, p. 263 et s. F. JUREDIEU, Les restitutions après annulation du contrat dans l'avant-projet de réforme de droit des obligations et de la prescription, in La
- 77

F. JUREDIEU, supra note (76), p. 266

- G. KESSLER, Restitutions en nature et indemnité de jouissance, JCP. 2004. I. 154, nº 18.
- 79 加藤・前掲注 (18) 四五三頁以下。

80

田中・前掲注(32)二〇頁

- 81 好美・前掲注(33)一八三頁
- 82 北村・前掲注(34)一一七・一一八頁。
- 83 谷口知平「判批」民商七五卷四号一七八頁 (一九七七年)。
- 島田禮介「判解」曹時二九巻一○号一五○頁(一九七七年)。
- 規定はいずれも改正の対象となっており、無効または解除によって契約が解消された場合の原状回復の範囲に関する議論がなされている なお、現在進行中の民法(債権関係)改正作業においては、不当利得に関する規定は改正の対象となっていないものの、無効および解除に関する
- ついて、更に検討してはどうか」とされ、その際に検討するべき点として、「原状回復義務の目的の価値が時間の経過により減少した場合の処理の 金銭以外の返還義務についても果実や使用利益等を付さなければならないとする判例・学説の法理を条文に反映させる方向で、具体的な規定内容に 先だって公表された「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」では、解除による原状回復について、「解除による原状回復義務に関し、
- とも、法制審議会第一一回会議における議論をみると、使用利益を返還させることの是非に関連する発言もなされているところであり、今後の議論 事法務、二〇一一年)参照)。これに対し、無効による原状回復に関しては、使用利益に関する具体的な提案はみられない(同二六七頁以下)。もっ 在り方及び規定の要否」が挙げられており、注目される(商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』四七頁以下(商

同志社法学

六三巻三号

同志社法学

資料

カタラ準備草案試訳(抄)

第三節「合意の効果」・第六款「契約解消後の原状回復」(一第三章「債務」・第一小章「契約及び合意による債務一般」・

一六一条ないし一一六四-六条)

これらの準則は、特別の規定または合意のない限り、他状回復は、以下の準則(règle)により規律される。一一六一条(契約の無効化または解除による、解消後の原

(caducité) にも適用される。 の原状回復の場合、とりわけ遡及効を生じさせる失効

第一目 原則

要があれば相互的な原状回復をもたらす。然に、契約の履行の際に受領した利益の全部の、かつ、必一一六二条(契約の無効化および遡及効を伴う解除は、当

その当事者は、これに加えて、全ての損害を賠償しなけれ無効化または解除が当事者の一方に帰責されるときは、

ばならない。

めに約定された担保を享受する。一一六二-一条 原状回復債務は、もとの債務の弁済のた

原状回復債務は、それをもたらす無効化または解除と同

は、請求がない場合であっても、職権により、原状回復に一一六二-二条(無効または解除の訴えを受理した裁判官

じ時効期間に服する。

fongible de restitution)について、裁判上の相殺を言い渡裁判官は、原状回復にかかる代替可能な負債(detteつき判示することができる。

時効の転換 (interversion de la prescription) を引き起こす。無効化または解除の判決は、原状回復債務に適用されるすことができる。

され得る。 をもつ準則に故意に反した者は、すべての原状回復を拒否一一六二-三条 公序、良俗、またはより一般的に強行性

第二目 原状回復の方法

た給付の性質による。 一一六三条 原状回復の方法は、 契約の履行としてなされ

た後は、原状回復は価値によってなされる。 一一六三一一条 為すまたは為さない債務の履行がなされ

原状回復の額は、原状回復の日において評価される、当

事者が契約の履行から得ることができた直接的および間接

的な利益を考慮して、算定される。

によってなされる。その場合、原状回復は、契約で定めら 一一六三-二条 金額の原状回復は、等価物 (équivalent)

れた数額に限られる。

を受領した者の手元にあるときは、現物によってなされる。 一一六三一三条 その物が、意図的もしくは偶発的な毀損(destruction)、 特定物の原状回復は、その物が未だそれ

変形 て、もはや特定不能(individualisable)となったときは、 (transformation) または組入れ (incorporation) によっ

価値によってなされる。

たときは、原状回復を受ける者は、あるいは価値による全 部原状回復か、あるいは一部原状回復および価値による補 その物が、一部のみ毀損し、変形し、または組入れられ (complément) かを選択することができる。

> り、等価物によってなされる。 復を受ける者が価値によって受け取ることを選択しない 一一六三-四条 金銭を除く種類物の原状回復は、 原状回

に、代位によって、保険金もしくは損害賠償金または補償 第三者の所為によって滅失したときは、原状回復は、当然 一一六三-五条 原状回復されるべき物が偶発的にまたは

当然に、代位によって、売買代金または売買代金債権に及 原状回復されるべき物が売却されたときは、原状回復は、 債権に及ぶ。

š

価値を評価する。 日におけるそのものの状態に応じて、判決時において物の なされないすべての場合において、裁判官は、 一一六三-六条 原状回復が現物によりまたは代位により 債務の弁済

第三目 補足規定

および弁済日からの付帯的利益(accessoire)を対象とする。 一一六四条 原状回復は、なされた給付の元物(principal)

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書 同志社法学 六三巻三号 — 五

(一五七三)

同志社法学

は、法定利率による利息および代金を受領した者の手もと で代金のほかに支払われた税金を含む。

1

条

原状回復されるべき金額の付帯的利益

一一六四-二条 付帯的利益は、その物がもたらした果実および用益 原状回復が金銭を除く物を対象とすると

(jouissance) を含む。 天然果実、生産果実または民事果実の原状回復は、 現物

改良からもたらされるときは、原状回復は、その物が当初 値によってなされる。 じて、償還(remboursement)の日において評価される価 が存在しない場合は、債務の弁済日における物の状態に応 の状態において生み出したであろう収益に応じてなされ 収益の一部が返還する者による物の

価される。 一一六四一三条 用益の原状回復は、 契約によって生じた費用 裁判官によって、判決時において評 (frai) は、

効化または解除が帰責される当事者に負担させることがで ·四条 物に関する費用は、 原状回復の対象とな

り得る。

ければならない。 物の保管に必要な全ての支出(dépense)を考慮に入れな 物 物の原状回復を受ける者は、また、原状回復をする者に の原状回復を受ける者は、原状回復をする者に対して、

一一六四-五条 反対に、物を原状回復しなければならな 価値を増加させた範囲において、考慮に入れなければなら 対して、物の状態を改良した支出についても、 者は、物の価値を下落させまたは喪失(perte)を生じ それが物の

させた破損 (dégradation) および損傷 (détérioration) に

ついて責任を負う。

ない。

の日において評価される。 一一六四一六条 (plus-values) および減価 原状回復される物について生じる増価 (moins-values) 原状回復